(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号。この条において「法」という。)第7条の規定に基づくサービス付き高齢者向け住宅事業の登録に係る基準について、法、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行令(平成13年政令第250号)、高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成13年国土交通省令第115号)及び国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則(平成23年厚生労働省・国土交通省令第2号。以下「共同省令」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(規模の基準)

- 第2条 共同省令第8条に規定する居間,食堂,台所その他の居住の用に供する部分が高齢者が共同して利用するため十分な面積を有する場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 居間,食堂,台所その他の居住の用に供する共同利用部分の面積の合計が,各居住部分の床面積と25㎡の差の合計を上回ること。
 - (2) 前号の共同利用部分とは、共用の居間部分、共用の食堂部分及び共用の加齢対応構造等の便所部分、並びに各住戸に台所、収納設備又は浴室を設置していない場合の各設備を共同して利用するものとして集約した部分等とする。

(構造及び設備の基準)

- 第3条 共同省令第9条のただし書に規定する共用部分に共同して利用するため適切な台所、収納設備又は浴室を備えることにより、各居住部分に備える場合と同等以上の居住環境が確保される場合は、次に掲げる要件のすべてを満たす場合とする。
 - (1) 台所を備えていない住戸のある階ごとに、共用部分に1以上の共同利用(高齢者が共同して利用することをいう。以下同じ。)の台所を備えており、かつ、原則として食事の提供に関するサービスを提供している場合。
 - (2) 収納設備を備えていない住戸のある階ごとに、共用部分に各階の住戸数と同数の鍵付きの共同利用の収納 設備を備えている場合。ただし、各居住部分の床面積が25㎡以上であり、各住戸に設置する無料の収納設備 を貸し出す場合は、この限りではない。
 - (3) 浴室を備えていない住戸のある階ごとに、共用部分に次に掲げる要件を満たす浴室を備えている場合。ただし、住戸から浴室に移動できる高齢者に配慮されたエレベーターを備えている場合は、この限りでない。 ア 個室の浴室で共同利用できるものの数及び複数の者が同時に利用でき、かつ、男女の別に配慮された共同利用の浴室(浴室の定員と同数の者が同時に入浴することができる広さを有するものに限る。)の定員の合計に10を乗じて得た数が、浴室を備えていない住戸の戸数以上であること。

附則

この要領は、平成23年12月28日から施行する。

附則

この要領は、平成28年12月1日から施行する。